

## 松戸市立図書館複写サービス実施要綱

改正 昭和59年11月1日  
昭和62年 4月1日  
平成 7年 4月1日  
平成14年 4月1日  
平成18年 4月1日  
平成19年 6月1日

(目的)

第1条 この要綱は、松戸市立図書館管理運営規則(昭和57年12月1日松戸市教育委員会規則第6号全部改正)第10条の規定に基づき松戸市立図書館(以下「図書館」という。)資料の複写サービスを実施するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(複写できる資料)

第2条 図書館の利用者が複写できる資料は、図書館の所蔵する資料のうち、次に該当しないものとする。

- (1) 著作権法に抵触するもの。
- (2) 資料の造形上又は、技術上複写が困難なもの。
- (3) その他館長が不相当と認めたもの。

(複写の取り扱い時間)

第3条 複写の取り扱いは、図書館開館日の火曜日から金曜日までが午前9時30分から午後7時、土曜日、日曜日及び休日は午前9時30分から午後5時までとする。

(複写の料金)

第4条 複写の料金は、1枚10円(A3, A4, B4)とする。

(複写の申込手続き)

第5条 資料の複写の提供を受ける者は、図書館資料複写申込書に記入し、承認を受けなければならない。

(料金の減免)

第6条 公共事務等特に必要と認めた場合においてその申請にかかわる複写については、その料金を減免することができる。

(申込の制限等)

第7条 図書館の複写能力を超える複写の申込みがあった場合は、その申込みを制限し又は断ることができる。

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は館長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から適用する。